

## 生活保護 生活保護基準の引き下げは貧困の拡大につながる 「できるだけ他の市民サービスに影響を及ぼさない」と答弁



党市議は、10月1日から実施される生活保護基準の引下げと市民サービスへの影響をたじました。

当局は「一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るために、多人数世帯等の生活保護基準を最大5%減額する」と答弁しましたが、党市議は、図のパネルを示し「実質所得が下がると困窮ラインも下がる。貧困ラインが下がるだけであり貧困の実態は変わらない。相対的貧困世帯の7、8割が生活保護を利用していない中で、保護基準を引き下げれば、さらなる貧困の拡大につながる」と指摘しました。

993世帯にも上ります。また生活保護利用者のジェネリック医薬品の「使用原則化」の法改正が行われ、国連人権理事会の専門家から「国際人権法違反」と批判されています。

生活保護基準の引下げは、生活保護を利用していない他の一般市民も無関係ではありません。本市には生活保護基準の減額により影響を受ける施策が77ありますが、従前の市民サービスの利用への影響の有無について、当局からは「国の通知に基づき、影響ができるだけ及ばないよう対応する」との答弁が示されましたので、今後の動向を注視する必要があります。

### 所得がへると 貧困線もさがる!

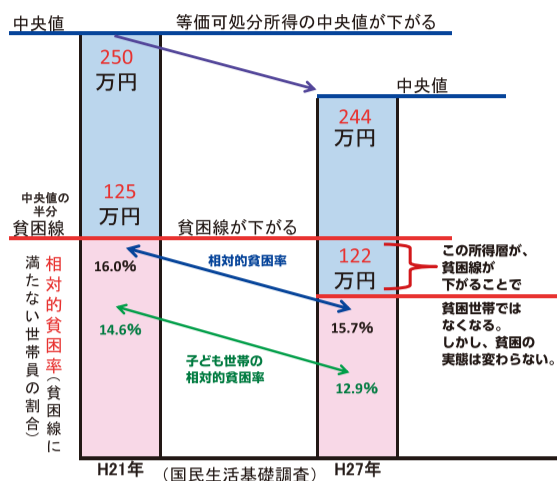


表1は生活保護基準引き下げによるモデルケースを示していますが、再来年度まで減額は継続され、母子加算や児童養育加算の減額の影響を受ける世帯は

## 新たな「会計年度任用職員制度」とは

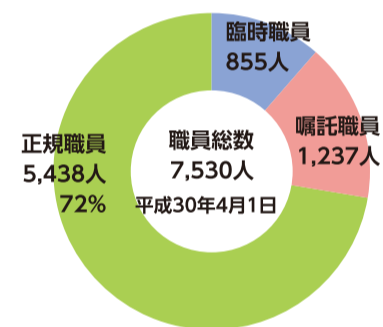
## 「いつまでも非正規雇用、いつでも雇い止め可能、生活できる賃金を保障しない」本質は変わらない!

党市議は、法改正により、平成32年4月から始まる「非正規」職員を対象にした「会計年度任用職員制度」の問題点をたじました。

図1の通り、鹿児島市役所の臨時職員、嘱託職員等の「非正規」職員は、全体の約28%を占めており、市民サービスを提供する上で重要な役割を担っています。しかし、その処遇は劣悪であり、これまでも「官製ワーキングプア」の世論の批判を受けてきました。

図内では置かれる非常勤の職員」制度であり、正規職員の週勤務時間と同一の者がフルタイム型、短い者がパート型の2つのタイプに分類されますが、表2の通り、週勤務時間の長短による処遇格差は明らかです。フルタイム型の給与等が、正規並の処遇が保障されるわけではなく、パート型は「報酬」であり生活給ではありません。また「一会計年度」の雇用であるため「雇い止め」への不安は解消されません。

図1:鹿児島市職員の28%が「非正規」職員



例えば、11の市立保育所に必要な保育士数は96人ですが、その内、20人は正規職員と同様に勤務する「常勤」の臨時職員です。しかし表1の通り、平均勤続年数が8年であるにもかかわらず、短大卒保育士の初任給にも及ばない現状です。しかも雇用期間が1年を超えてはならないため、1週間の離職期間を経て再雇用されている実態が質疑の中で明らかにされました。

このような問題点を明らかにして、党市議は非正規職員の抜本的な処遇改善と「正規職員を中心とする公務運営」への転換を求めました。森市長から「最小のコストで最も効果的な行政サービスを提供することが重要」との答弁が示され、党市議は「非正規職員の方々は、自らの業務に責任と誇りをもって従事している」と述べ、非正規職員を「最小のコスト」と位置づける市長の姿勢を厳しくたじました。

新制度は、任用根拠を明確にした上で「一会計年度を超えない範

表2 会計年度任用職員制度の現行との比較

非正規職員の区分	職員数	週勤務時間	任期	処遇
臨時的任用職員(臨時職員)	855人	原則正規と同じ	1年を超えない範囲(離職期間を経て再雇用可)	【事務補助員の場合】日額5,970円、期末手当44,000円、通勤手当280円(日)
特別職非常勤職員(嘱託職員)	1,237人	原則29時間以内	1年以内(更新回数上限9回)	報酬、通勤費相当の費用弁償280円(日)、期末手当
会計年度任用職員制度	フルタイム型(推計)	728人	正規と同じ38時間45分	給料、通勤手当、期末手当、退職手当等
	パート型(推計)	1,364人	フルタイム型より短い時間	報酬、通勤費相当の費用弁償、期末手当

表1 鹿児島市立保育所(11施設)の保育士の比較

区分	月額給与	勤務歴	週勤務時間
正規保育士(短大卒の初任給)	162,700円	なし	同じ
臨時職員 非正規保育士(担任を担当)	156,870円	平均勤続8年	
臨時職員 非正規保育士(担任の補佐)	152,670円	8年	

## 性的少数者(LGBT)

## 性的少数者(LGBT)の方々への支援について

党市議: LGBTのカップルに対して差別や偏見を示す記事が寄稿された問題で「性的少数者は子どもをつくらない。彼らは生産性がない」などの発言について当局の認識は



当局: 議論があることは報道で承知している。発言された方、自らの考えに基づくもの

党市議: 人権教育・啓発基本計画において性的少数者を人権課題として取り組む当局がコメントを避けるというのは、差別や偏見を許さないという人権意識が希薄であると厳しく指摘しておく

## 避難所

## 災害ごとに対象となる 避難所は全て開設すべき

7月の西日本豪雨、北海道胆振東部地震、台風21号、24号が猛威を振るうなど、日本列島で大規模災害が相次いでいます。犠牲となった方々、被災された皆さんに心よりお悔みとお見舞いを申し上げます。党市議団としても被災地の復旧を急ぐとともに災害に対する実効性ある対策を求めてまいります。

西日本豪雨では、7月7日の集中豪雨により新川のはん濫危険水位の2・5メートルまであと20センチに迫る状況だったことが分かりました。新川流域では、1861世帯、3927人を対象に避難勧告が出されましたが、当該地域で洪水時の避難所14箇所のうち8箇所しか開設されておらず、党市議は、地域住民が早急に避難出来るよう、対象となる避難所は全て開設するべきと求めました。

## 安心安全ガイドブック

## 「安心安全ガイドブック」の表示について改善と対策を

全世帯に配布されている「安心安全ガイドブック」をみると、避難所の表示はあるものの、災害ごとに避難できるかどうかが表示されていません。これでは、避難しようにもどこが開設されるのかわからず、避難できなかったという事態になりかねません。

党市議はこの問題点を指摘し、表示の改善と対策を求めました。

当局は、災害の種類ごとに表示されていないことを認め、4か国語の表記やピクトグラム(絵文字)を活用した標識看板を設置すると答弁。党市議団は、引き続き災害への対策に全力尽くす決意です。



## 地震対策

## 危険なブロック塀の撤去費用を助成

第3回定例会市議会で「民間ブロック塀安全対策補助事業」として1千万円の補正予算が可決されました。事業概要は下記の通りですが、気になる箇所がありましたら党市議団にもご連絡ください。

### 事業概要

- 目的 地震発生時に倒壊のおそれのある民間ブロック塀の撤去に対し補助を行うことで、塀の倒壊による通行人の被害や地震時等の通行の妨げを未然に防止し、地震災害に強いまちづくりを促進する。
- 補助の要件
  - 対象となる塀/道路に面しており、高さが1m以上のブロック塀
  - 対象工事/塀の撤去
  - 対象者/塀の所有者又は管理人(法人も可)
  - 補助率/補助対象経費の2分の1(限度額20万円)  
\*別途、上記以外に上限単価を設定する予定
  - 今後の予定/事業の周知後、11月を目途に申請受付の開始予定

**ブロック塀の安全点検をしましょう**

- ◇ブロック塀の維持管理は、所有者・管理者の責務であり、日頃から異常がないか点検する必要があります
- ◇下記の項目を点検し、1つでも不適合があれば専門家に相談を
  - ①塀の高さは地盤から2.2m以下か
  - ②塀の厚さは10cm以上か(壁の高さが2m超2.2m以下のときは15cm以上)
  - ③塀の高さが1.2m超のときは、塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの5分の1以上突出した控え壁があるか
  - ④コンクリートの基礎があるか
  - ⑤塀に傾きやひび割れはないか
- ◇詳しくは市役所建築指導課 ☎216-1359(216-1389)へ